

東日本大震災に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、東日本大震災による被災により千葉市から「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金を借り受けた者(以下「借受人」という。)に対し、経済的負担の軽減を図るため、災害援護資金の利子(延滞によるものを除く。以下同じ。)について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則(昭和60年規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、利子補給金を交付する。

(利子補給金の額)

第2条 利子補給金の額は、第3条に定める交付申請及び実績報告を提出する日が属する年度の前年度中に、借受人が千葉市に対して償還した災害援護資金(以下「償還金」という。)のうち、利子に相当する額とする。

(交付の申請及び実績報告)

第3条 利子補給金の交付を受けようとする借受人は、市長の定める期日までに、東日本大震災に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)を、市長に提出するものとする。

2 借受人が死亡した場合において、当該借受人の相続人(以下「相続人」という。)が利子補給金の交付申請及び実績報告をするときは、前項に規定する書類の提出と併せて継承認申請書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第4条 市長は、前条第1項に規定する申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、利子補給金の支給決定及び額の確定を行い、東日本大震災に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金決定兼額確定通知書(様式第3号)により借受人又は相続人(以下「借受人等」という。)に通知するものとする。

(交付の請求)

第5条 規則第16条第1項の規定により利子補給金の交付を請求しようとする借受人等は、市長の定める期日までに東日本大震災に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(交付)

第6条 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに利子補給金を交付するものとする。

(決定及び確定の取消)

第7条 市長は、借受人等が虚偽の申請等により利子補給金の交付を受けたときは、交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消したときは、東

日本大震災に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金交付決定兼額確定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（返還命令）

第8条 市長は、前条第1項の規定により交付の決定及び確定を取り消した場合において、すでに利子補給金の全部又は一部が交付されているときは、借受人等に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により利子補給金の全部又は一部の返還を命ずるときは、東日本大震災に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金返還命令書（様式第6号）により通知するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。